

7 防災対策について

(1) 地域防災計画の位置づけ

福島県の地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条に基づき、福島県防災会議が作成した計画であり、国の防災基本計画に基づき「原子力災害対策編」を策定している。

また、福島県地域防災計画には、自然災害を対象とした「一般災害対策編」、「地震・津波災害対策編」、「事故対策編」と原子力災害を対象とした「原子力災害対策編」がある。

※ 地域防災計画（原子力災害対策編）の概要は資料編（P114～P120）に掲載

(2) 地域防災計画（原子力災害対策編）の見直し

福島県では、平成23年3月の東京電力福島第一及び福島第二原子力発電所の事故後、平成24年度から見直しと修正を行っている。

ア 地域防災計画の見直し経緯

○ ステップ1（平成24年11月29日 県防災会議修正）【平成24年度】

初動対応を中心とした見直し

- 重点区域の拡大（6町から暫定的に13市町村全域に拡大）
- 通報連絡の強化（従来の防災行政無線等に加え緊急時連絡網システム及び衛星携帯電話を整備）
- 県災害対策本部体制の強化（複合災害時の対応強化として新たに原子力班を設置）

○ ステップ2（平成25年3月26日 県防災会議修正）【平成24年度】

原子力災害対策指針の改正（平成25年2月27日改正）を踏まえた見直し

- 即即時避難区域等の設定（発電所から概ね5km圏内：PAZ）
- 緊急時活動レベル（EAL）に応じた防護措置の実施（3区分により実施：警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）
- 放射線等実測値による防護対策基準（OIL）の設定

○ ステップ3（平成26年2月13日 県防災会議修正）【平成25年度】

原子力災害対策指針の改正（平成25年6月5日改正）を踏まえた見直し

- 緊急時モニタリング体制の強化（県が緊急時モニタリングセンターの設置支援）
- モニタリング測定対象区域を拡大（10km圏内から全県に拡大）
- モニタリング実施体制の拡充（迅速化を図るため各実施機関において測定分析を実施）

○ **ステップ4（平成28年2月1日 県防災会議修正）【平成27年度】**

原子力災害対策指針の改正（平成27年4月22日改正）を踏まえた見直し

- 原子力災害対策重点区域の設定及び講ずべき防護措置
- 原子力災害対策重点区域外における防護措置
- 放射性物質の放出後における防護措置の実施判断

イ **令和元年度修正の内容（令和元年7月2日 県防災会議修正）【令和元年度】**

令和元年度の修正概要は以下のとおり。

○ **原子力災害医療体制の拡充**

平成30年3月に策定した原子力災害医療行動計画（第2版）の内容を反映させた。

- 原子力災害医療機関の施設要件、原子力災害医療体制への移行
- 原子力災害医療調整官の設置
- 避難退域時検査及び除染等の用語変更
- 医療中継拠点の追加
- 県現地災害対策本部医療班体制の見直し

○ **その他**

- 自然災害による警戒事態の判断基準の変更
- 屋内退避中における自然災害への対応
- 防護措置の実施方針策定
- 地域原子力防災協議会の位置づけ

(3) 県広域避難計画の策定

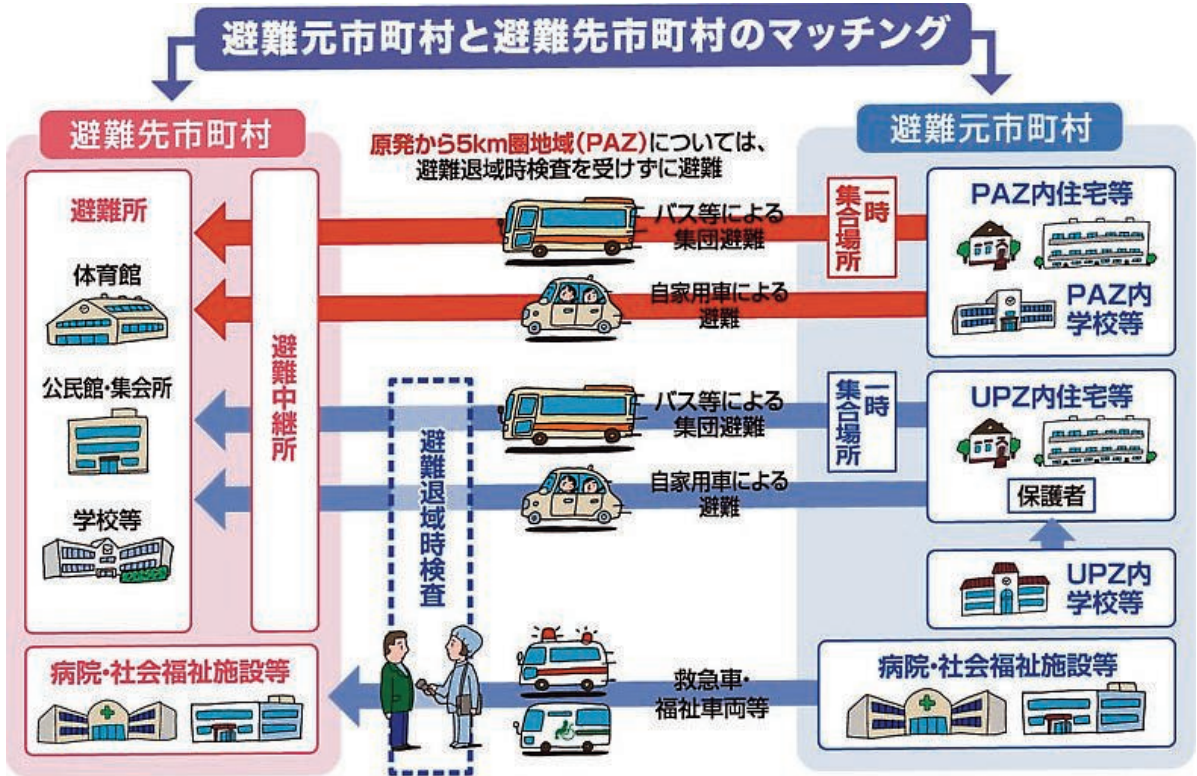
福島第一及び福島第二原子力発電所で、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、平成26年4月30日に「福島県原子力災害広域避難計画」（策定当初は「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」）を策定した（最終改定：平成28年12月）。

この計画は住民避難等の応急対策が迅速に実施できるように広域避難の基本的なフレームを策定したものであり、重点区域内の市町村ごとに避難先市町村を定めるとともに、基本的なルート等を示したものとなっている。

また、県広域避難計画では重点区域の市町村は、住民を迅速に安全な場所へ避難誘導するための具体的な避難計画を策定するものとし、あらかじめ地区ごとに避難先施設、避難手段、避難ルート、避難情報の伝達手段を定め、住民に対して事前に周知しておくこととしている。

○ 福島県原子力災害広域避難計画の主な改定内容

- 平成26年 4月 計画の策定
- 平成27年 3月 避難先施設決定、避難ルート複数化、スクリーニング候補地決定
- 平成28年 3月 いわき市の避難先複数化（南方向又は西方向）、地域防災計画修正の反映（避難指示区域の防護措置の実施、重点区域の確定）
- 平成28年12月 いわき市の西側避難先として「新潟県」を決定



広域避難計画のイメージ

(4) 原子力防災訓練

「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」や「福島県原子力災害広域避難計画」等をもとに、本県における国、県、市町村及び防災関係機関職員の対応能力の向上、また、住民に対し、原子力災害時にとるべき行動の周知を図ることを目的として実施している。

○ 東京電力福島第一原子力発電所事故後の住民避難訓練実績

- 平成26年度は、川内村を対象に実施。
- 平成27年度は、いわき市（小川地区）を対象に実施。
- 平成28年度は、広野町及び楡葉町を対象に実施。
- 平成29年度は、浪江町を対象に実施。
- 平成30年度は、富岡町を対象に実施。
- 令和元年度は、令和元年東日本台風（台風第19号）の被害発生により中止。
- 令和2年度は、川俣町（山木屋地区）を対象に実施。

○ 令和2年度原子力防災訓練

ア 事故、事象想定（対象施設：福島第一原子力発電所）

福島県沖を震源とする最大震度6弱の地震が発生し、福島第一原子力発電所1号機の使用済燃料プール冷却系停止及び燃料プール水が漏れ出す（警戒事態）。

燃料プール水位の低下が止まらない状態となり、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条事象（施設敷地緊急事態）、第15条事象（全面緊急事態）へと進展していく。

その後、川俣町山木屋地区において、OIL2の基準値（ $20\mu\text{Sv/h}$ ）を超える空間線量率が計測されたことから、県広域避難計画、川俣町避難計画等に基づき、避難先自治体である桑折町へ避難を実施する。

※ただし、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、桑折町への避難は行わず川俣町内で完結した。

イ 訓練内容

(ア) 令和2年11月25日(水)

- 実施場所 福島県危機管理センター、福島県南相馬原子力災害対策センター（オフサイトセンター）、重点区域内市町村

- 訓練項目 災害対策本部設置運営訓練、オフサイトセンター運営訓練、緊急時通信連絡訓練、広報訓練、緊急時モニタリング訓練



災害対策本部設置運営訓練

災害対策本部設置運営訓練及びオフサイトセンター運営訓練では、地震発生に伴い、危機管理センターやオフサイトセンターに必要な要員が参集し、情報収集や各市町村、関係機関の調整といった災害の事象に応じた手順の確認や、川俣町山木屋地区での空間線量率上昇に伴う対応を実施した。

また、県災害対策本部、オフサイトセンター、関係13市町村をTV会議システムで繋ぎ、防護措置の現状と今後の取組について確認した。

緊急時通信連絡訓練では、発電所からの通報文や国からの全面緊急事態の指示文等を受信し、災害対策本部への情報提供や各市町村等関係機関への転送を実施した。

広報訓練では、上記の緊急時通信連絡訓練で送信された指示文等に基づき、市町村や警察、消防等が、防災行政無線や広報車を使用し住民に向けて広報を行った。

緊急時モニタリング訓練では、オフサイトセンター内に緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、参集要員が緊急時モニタリング指示書の策定やモニタリング結果の取りまとめを行った。

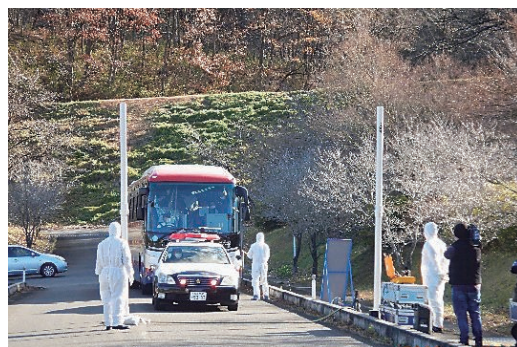
(イ) 令和2年11月28日(土)

- 実施場所 川俣町（川俣町とんやの郷、川俣町体育館、川俣町保健センター）
- 訓練項目 住民避難訓練一時移転の避難指示が出た川俣町山木屋地区では、川俣町、

警察、消防による広報訓練を実施し、住民への避難の呼びかけを実施。

参加住民は一時集合場所である「川俣町とんやの郷」に集合した後、避難用バスに乗車。避難退域時検査場所において避難退域時検査を実施後、避難中継所を經由し避難所まで移動した。

また、新型コロナウイルス感染を想定し、一般住民とコロナ感染疑い者との動線分けや、各会場での検温や手指消毒の実施といった感染症対策を実施した。



住民避難訓練（避難退域時検査）

ウ 参加機関

関係機関122団体 約480名

○ 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）運用訓練

- ・ 実施日 令和2年9月9日(水)
- ・ 実施場所 福島県南相馬原子力災害対策センター
- ・ 目的 オフサイトセンターの放射性物質に対する防護機能の理解を深め、緊急時に参集する職員の取るべき行動を確認する。
- ・ 訓練内容 地域防災計画の概要や施設の特徴を学ぶオフサイトセンター要員基礎研修や、エマージェンシーコールに受信確認等を行う要員参集訓練、通信機器等を実際使用する機器操作訓練を実施した。

○ 通信連絡訓練

- ・ 目的 緊急時対応能力の向上
- ・ 参加機関 国関係機関、防災関係機関、隣接県、事業者、福島県内59市町村、消防本部・関係消防署、県警察本部、関係警察署、県関係機関



通信連絡訓練

ア 第1回

- ・ 実施日 令和2年7月13日(月)
- ・ 実施場所 福島県危機管理センター、福島県南相馬原子力災害対策センター
- ・ 訓練方法 あらかじめ訓練日時を指定して実施。
- ・ 訓練内容 原子力発電所の立地町で震度5弱の地震が発生した想定で、自然災害を起因とした初動対応について訓練を実施した。

イ 第2回

- ・ 実施日 令和2年10月13日(火)
- ・ 実施場所 福島県危機管理センター、福島県南相馬原子力災害対策センター

- 訓練方法 あらかじめ訓練日時を指定して実施。
- 訓練内容 原災法第15条通報の連絡及び転送について訓練を実施した。

ウ 第3回（原子力防災訓練と併せて実施）

- 実施日 令和2年11月25日(水)
- 実施場所 福島県危機管理センター、福島県南相馬原子力災害対策センター
- 訓練方法 あらかじめ訓練日時を指定して実施。
- 訓練内容 原災法第15条通報の連絡及び転送について訓練を実施した。

エ 第4回（衛星携帯電話通信試験）

- 実施日 令和3年2月1日(月)～令和3年2月5日(金)
- 実施場所 福島県危機管理センター
- 訓練方法 あらかじめ訓練日時を指定して実施。
- 訓練内容 原災法第15条通報の連絡及び転送について訓練を実施した。

(5) オフサイトセンターの運用

オフサイトセンターとは、原子力災害時に、国、県、関係市町村、放射線の専門家等が一堂に会し、災害への応急対策を講じていく施設である。

県では、帰還困難区域にあり、使用困難となった大熊町にあるオフサイトセンターに替わり、福島第一及び福島第二原子力発電所の異なる状況にきめ細かく対応できるよう、福島第一原子力発電所を対象としたオフサイトセンターを南相馬市に、福島第二原子力発電所を対象としたオフサイトセンターを楡葉町に建設し、平成28年7月から運用を開始した。

オフサイトセンターは、免震構造にするとともに、高気密に配慮し、壁の厚さを25cmに設計するなどの放射線防護対策や、専用の通信回線や衛星携帯電話の設置等通信の多重化対策が図られていることなどを特長としている。

また、これらの施設はそれぞれ代替施設となるとともに、両方のオフサイトセンターが万が一使用できなくなった場合でも、福島県環境創造センター交流棟を代替施設とする体制を整えている。

なお、平時においては、オフサイトセン



福島県南相馬オフサイトセンター
(南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-178)



福島県楡葉オフサイトセンター
(双葉郡楡葉町大字山田岡字仲丸1-77)

ターは原子力防災に係る普及啓発のため、主に行政機関等を始めとする見学者の受入れを行っている。

(6) 危機管理センターの運用

ア 概要

自然災害を始め原子力災害等の様々な危機から、県民の安全・安心を守る防災拠点として、危機管理センターを平成28年9月28日県庁北庁舎内に開所した。

危機管理センターでは、災害発生時に災害対策本部を速やかに立ち上げるとともに、警察・消防・自衛隊等の防災関係機関が一堂に会して、災害に関する情報を集約・共有し、速やかに対応方針を決定することにより、迅速かつ的確な災害対応を実現する。

また、このセンターを活用し、有事に備えた訓練を実施している。

イ 特徴

(ア) 災害に強い建築物

災害発生時に防災拠点として機能するため、大規模な地震が発生しても揺れを少なくする免震構造となっており、地震による被害を最低限に抑え、防災拠点として速やかに始動できるようにした。

また、被災による停電時に備え、無停電電源装置及び非常用発電設備を設置した。

(イ) 活動スペースの常設化

災害対策本部会議室や事務局の活動スペースを常設化したことにより、災害対策本部体制をとる危機事象が発生した際の設置時間が短縮され、速やかに初動対応を実施できる。

(ウ) 情報共有機能の充実

福島県総合通信ネットワークシステムや緊急時連絡システムによる通信設備（電話・ファクシミリ・TV会議機器）、衛星携帯電話の配備により通信手段を多重化している。

また、発災時に参集した防災関係機関とテレビ会議の様子や被災状況などについて情報共有を図るため、センター内各室に映像ディスプレイを設置している。



福島県危機管理センター



テレビ会議設備